

豊前市内小・中学校保護者の皆様

令和3年9月
豊前市教育委員会

児童生徒等の新型コロナウイルス感染が確認された場合の学校の対応について

いよいよ2学期がスタートしました。緊急事態宣言が発令される中、豊前市内外において、連日のように感染のニュースが流れ、お子様の学校生活について不安な思いを抱えていることと思います。

学校では、新型コロナウイルス対策のガイドラインに従い、これまで以上に感染防止に気をつけながら慎重に教育活動を行ってまいります。

つきましては、今回、国から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が通知されましたので、本市においても学校で感染が確認された場合、保健所等と連携をとりながら、以下の指針にそって臨時休業等の決定を行います。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合
 - ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④ その他、教育委員会で必要と判断した場合(※ただし、学校に2週間以上登校してない者の発症は除く。)

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

なお、迅速な対応のため、**児童生徒が感染した場合、または児童生徒並びにその同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。**

また昨今、不織布マスクの有効性があらためて注目されています。お子様の登校にあたっては、**可能な限り不織布マスクの着用**をお願いします。